

平成 22 年度 保健福祉局実施プラン

目 次

1	保健福祉局の使命と目標	1
2	保健福祉局の運営方針	2
3	施策の体系	3
4	重点取組項目	5
(1)	まちづくりの施策	5
	高齢者の地域生活支援の充実	6
	障がい者の自立支援の促進	10
	医療体制の確保	15
	食の安全・安心の確保	17
	子どもを生き育てやすい環境づくり	19
	地域でのスポーツと健康づくりの推進	21
	その他の重点取組項目	23
(2)	出資団体等	25
(3)	市民との信頼関係の構築	26
5	実施プランの推進体制と進行管理方法	27

平成 22 年（2010 年）4 月
札幌市保健福祉局

1 保健福祉局の使命と目標

保健福祉局の使命は、保健福祉行政を推進し、札幌市民の福祉の向上を図ることです。すなわち、保健福祉サービスを利用する市民の利益を保護するとともに、地域における保健福祉サービスの向上を図り、地域社会を維持、発展させていくことです。

この使命を果たすため、6つの目標を定め、市民と共に考え、共に行動することを念頭に置き、誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。

目標1 高齢者や障がいのある方が自立した生活ができるための支援を進めます

市民、地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、相互に支えあうことにより、さまざまな支援やサービスが身近な地域で提供され、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

目標2 救急医療体制の確保と災害医療体制の整備に努めます

休日・夜間の突発的な発病等に対応するため、医師会等関係団体と連携を図りながら、夜間急病センターを中核とする初期救急医療体制及び第二次救急医療体制を確保します。また、大規模災害が発生した場合に、限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対し適切かつ効率的な医療を実施するため、医師会等関係団体と連携を図りながら、災害時における医療体制を整備します。

目標3 食の安全・安心の確保や感染症対策を始めとする健康危機管理体制の充実に努めます

食品関係施設に対する監視指導や市内に流通している食品等の検査を行います。また、食中毒、感染症等により市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、その健康被害の発生予防、拡大防止等を実施できる環境を整備し、市民が安心して暮らすことのできる健康危機管理体制の充実に努めます。

目標4 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます

母子の健康の保持・増進を図り、児童虐待の発生予防・早期発見・再発防止への対応を強化するため、妊産婦や乳幼児等に関する保健・医療について様々な施策を展開するとともに、関係機関との連携を推進します。

目標5 生涯を通じた市民の健康づくりを支援します

市民一人ひとりが生涯を通じた健康を実現することを目指し、市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援していくとともに、地域、職場、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支える環境整備を進めます。

目標6 社会福祉施設や医療施設等の監視・指導を徹底します

保健福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や医療法人等が運営する各種保健福祉施設や医療施設、生活衛生関係施設等が提供するサービス等に対する調査・検査や適切な監視・指導を行います。

2 保健福祉局の運営方針

保健福祉局の使命及び目標を達成するために、以下の5つを基本的な運営方針とします。

運営方針1 地域福祉力の向上

保健福祉行政を進めていくため、地域住民、関係機関、行政などの協働により、高齢者や障がいのある方の安心・安全な生活を地域全体で支えていく「地域福祉力」の向上に向けて、各種施策や事業を展開していきます。

特に地域住民の皆さんによる主体的なまちづくり活動などと十分連携していくこととし、その窓口である区役所とも更に連携を深めていきます。

運営方針2 計画・事務事業の見直し

22年度予算における一般会計の財源不足が約16億円見込まれるなど、引き続き厳しい札幌市の財政状況を踏まえ、保健福祉局の使命及び目標が最小の経費で達成できるよう、計画や事務事業の見直しを継続していきます。

運営方針3 市民自治の推進

自治基本条例（19年4月1日施行）の「自分たちの地域のことは自分たちで考え、決め、そして行動する」という市民自治の理念に基づき、情報提供はもとより、計画・施策の立案、事業実施における市民参加や市民意見の適切な反映に努めます。

運営方針4 環境負荷の低減

省資源、省エネルギーなど環境負荷を軽減するという観点から、環境マネジメントシステムを活用した事務事業の見直しを継続していきます。

また、ごみの減量や分別など環境にやさしい取組をより一層徹底することはもとより、事業の実施に関わる団体や事業者にも環境配慮への理解や協力を求めています。

運営方針5 職場内コミュニケーションの活性化・情報共有

市民の期待に応えられる福祉サービスを提供するとともに、業務の円滑な執行を図るためには、職員間の強い信頼関係のもと、常に職員の意識向上や業務体制の充実を図っていくことが重要であることから、職場内の情報共有やコミュニケーションの活性化を一層図っていきます。

また、関係する他の部局に対しても、適宜、適切に必要な情報を提供するなど、円滑な事業執行に努めます。

3 施策の体系

以下の各計画を着実に推進することにより、保健福祉局の使命を果たしてまいります。

札幌市地域福祉社会計画（15年3月策定）

【計画期間】

平成15年度～平成24年度の10年間

【計画の概要】

市民、事業者、行政の協働のもとで、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」を目的としています。福祉のまち推進事業を始めとする地域での支え合い活動への幅広い市民の参加の促進や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等に関する事項を内容としています。



第5期札幌市高齢者保健福祉計画・ 第4期札幌市介護保険事業計画（21年3月策定）

【計画期間】

平成21年度～平成23年度の3年間

【計画の概要】

今後も進展する人口構造の高齢化に際し、21年度から23年度までの間に札幌市が取り組むべき施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するため策定したものです。



札幌市障害者保健福祉計画（15年3月策定）
第2期札幌市障がい福祉計画（21年3月策定）

【計画期間】

障害者保健福祉計画：平成15年度～平成24年度の10年間
障がい福祉計画：平成21年度～平成23年度の3年間

【計画の概要】

障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう基本的方向を示すとともに、障がいのある方はもとより、市民や事業者などが障がいの有無を超え、相互に人権を尊重しながら、共に生きる「共生社会の実現」のための諸施策を内容としています。



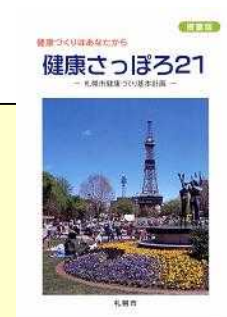
健康さっぽろ21 - 札幌市健康づくり基本計画
(14年12月策定)

【計画期間】

平成15年度～平成24年度の10年間

【計画の概要】

国が策定した「健康日本21」の札幌市版です。21世紀の札幌市民の生涯を通じた健康の実現に向けて、健康づくりに対する目標を設定し、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針です。



札幌市食育推進計画（20年9月策定）

【計画期間】

平成20年度～平成24年度の5年間

【計画の概要】

17年7月に「食育基本法」が施行され、国においては、18年3月に国民運動として食育に取り組むことを目的として「食育推進基本計画」が策定されました。同法の目的・基本理念を踏まえ、札幌市の特性を活かした食育を、総合的かつ計画的に推進するための計画を策定したものです。



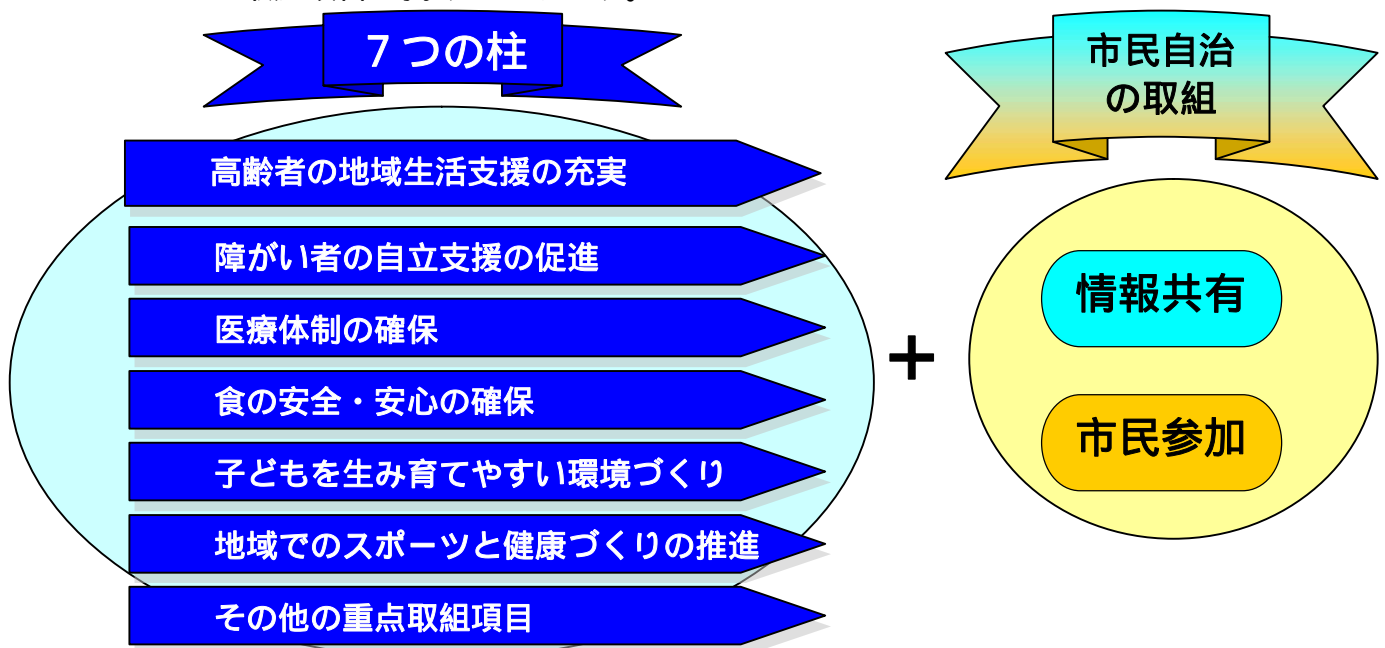
4 重点取組項目

19年12月に策定した第2次札幌新まちづくり計画において、保健福祉局として最も重きを置いていることは、「地域福祉力の向上」です。

市民が主体となる NPO やボランティアと福祉事業者、そして関係団体等が緊密に連携をとり、さらには行政が支援を行うことによって、高齢者・障がいのある方の安心・安全な生活、地域の健康づくりなど、地域全体で支えていく力、「地域福祉力」を向上させることが重要です。そうしたことを念頭に置いて、22年度の各種施策を積極的に進めていきます。

(1) まちづくりの施策

まちづくりの施策は、下図のとおり「高齢者の地域生活支援の充実」など7つの柱のもとに取組項目を掲げております。



取組項目のうち、自治基本条例（19年4月施行）に基づき、まちづくりに必要な情報をより分かりやすく積極的に提供するなどの取組を行う事業については、**情報共有**や**市民参加**を項目名の後ろに表記しております。

情報共有：分かりやすい情報提供の推進（条例第5条、第25条～27条ほか）

市民とともに考え、悩み、共に行動するという視点のもと、分かりやすく積極的な情報提供を推進する取組です。

市民参加：市政への市民参加の促進（条例第5条、第21条、第24条ほか）

「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、市民参加を進める取組です。

高齢者の地域生活支援の充実

福祉のまち推進センター補助・ステップアップ事業

情報共有

市民参加

区や地区福祉のまち推進センターによる地域の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点確保について支援をします。

また、22年度は、地域の支えあい活動を推進するため、アドバイザーを派遣する地区を増やします。



地区福まち推進センター拠点設置数

21年度実績：62地区

22年度：74地区

アドバイザー派遣地区数

21年度実績：6地区

22年度：7地区

福祉推進員数

20年度実績：6,231人

22年度：6,600人

福祉除雪事業

情報共有

市民参加

自力で除雪が困難な高齢者や障がいのある方が、冬期間も安心して暮らせるよう、地域の支えあいとして、地域住民や企業などから募った協力員が、間口除雪などのサービスを行うとともに声かけなどの安否確認を行います。

また、22年度は、地域協力員の拡充に向け、大学等に通う若い世代にも積極的に参加を促していきます。



利用世帯の満足度

20年度実績：95.7%

22年度：90%以上

地域協力員の満足度

20年度実績：95.8%

22年度：90%以上

はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業）

市民参加

高齢者の地域貢献活動に結びつけるきっかけづくりとなるような、NPOや高齢者団体などの自主的な運営による、新しい時代の高齢者の生きがい活動の支援として、以下の事業等を実施します。

《シニアチャレンジ事業》

高齢者団体による先駆的な地域貢献活動に対し、30万円を上限に事業経費の一部補助します。

《シニアサロンモデル事業》

高齢者団体が高齢者のために行う生きがい活動、情報交換、地域貢献活動などを支援するため、その活動拠点として運営するサロン経費の一部を補助します。



シニアチャレンジ事業
21年度までの実績：16団体
22年度：20団体

シニアサロンモデル事業
21年度までの実績：10団体
22年度：12団体

札幌あい（愛）・あい（目）ネット事業 （さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業）

情報共有

ひとり暮らし高齢者等の孤立死を防止するため、孤立死ゼロ推進センターによる出前講座やシンポジウムなどを通じ市民への普及啓発活動を実施します。

また、22年度からは、新聞販売店等の各種事業者との連携による複合的な見守り・安否確認システムの構築に向けた新たなモデル事業を開始します。



出前講座の回数（参加人数）
20年度実績：17回（686人）
22年度：24回（720人）

認知症サポーター養成事業

情報共有

市民参加

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を強化するため、市民や福祉職場職員を対象に、認知症の理解者となる「認知症サポーター」の養成講座を開催します。

福祉職場職員の認知症サポーター
21年度実績：420名
22年度：1,000名



認知症支援事業

情報共有

市民参加

認知症になっても住みなれた地域での生活が継続できるよう、若年性認知症の人を含めた認知症の人とその家族を支援する事業を実施します。

22年6月に市民が気軽に電話相談できる「認知症コールセンター」を開設します。

引き続き、市民向け講演会、介護従事者向け研修会等を実施し、認知症の理解普及を進めるとともに、介護者支援として、認知症の人を在宅で介護する男性介護者を対象とした「ケア友の会（男性介護者のつどい）」を開催します。



地域包括支援センター（介護・健康何でも相談センター）

22年4月に北区、東区、厚別区及び手稲区に増設した地域包括支援センターについて、円滑な運営を行います。

また、市民に分かりやすい愛称（名称）について検討します。

地域包括支援センター設置数
18～21年度実績：17センター
22年度：21センター



認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助

認知症高齢者グループホームの防火安全対策等の強化のため、21年度から23年度の3か年でスプリンクラーの整備を進めます。

整備事業所数
21年度実績：26事業所
22年度：99事業所（予定）



特別養護老人ホーム新築費補助（広域型・地域密着型）

自宅での生活が困難になった高齢者が介護を受けながら生活することができるよう、広域型特別養護老人ホーム1か所、地域密着型特別養護老人ホーム2か所の新築に対して補助を行います。

特別養護老人ホームの入所定員数
21年度実績：4,152人（54か所）
22年度：4,290人（57か所）



高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように地域リハビリテーションを推進します。従事者を支援するため、関係者のネットワークである本推進協議会で情報発信や研修事業等を行います。



情報冊子の発行

21 年度実績：冊子発行

22 年度：研修等で活用

研修会の開催回数

21 年度実績：3 回

22 年度：3 回予定

特別会計の紹介

国民健康保険会計

国民健康保険制度は、市町村住民のうち、他の公的医療保険に加入していない方を対象とした制度で、病気・ケガ・出産及び死亡の場合に保険給付を行います。22 年度予算においては、療養給付費等の増により前年度比 0.7%増となります。一般会計から保険料軽減のための繰入金約 104 億円を含めて、総額 223 億円の繰入を受けます。

老人医療会計

老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、22 年度予算においては精算分のみを計上しております。

後期高齢者医療会計

22 年度予算は、保険料の増により、前年度比 8.4%増となります。一般会計から、保険料の法定軽減分を補填するための繰入金約 27 億円を含めて、総額 39 億円の繰入を受けます。

介護保険会計

被保険者が負担する介護保険料と国・北海道・札幌市による公費負担を財源として、介護が必要な高齢者が利用する介護サービスの費用を賄う介護保険の収支を管理しています。

障がい者の自立支援の促進

障がい者相談支援事業等

情報共有

障がいのある方とその家族の地域生活を支えるため、各種制度の情報提供や福祉サービスの利用援助などの相談ができる相談支援事業所を1か所増やします。また、21年度同様、すべての障がいに関する相談に対応し、虐待対応員を配置するなど、引き続き、相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

相談支援事業所の箇所数

21年度実績：15か所

22年度：16か所



パーソナルアシスタンス事業

市民参加

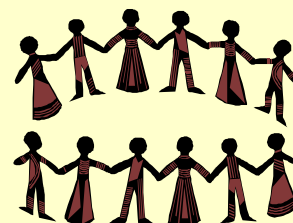
地域の方々が有償ボランティアとして、重度身体障がい者の介助に参加できる仕組みを構築し、介助制度の充実に図ることで、重度身体障がい者の地域生活を支えます。

また、利用者及び介助者の支援を行うためのサポートセンターを開設します。

重度全身性障がい者の1月あたりの介助時間数

21年度実績：330時間

22年度：530時間



精神障がい者地域生活移行支援事業

病状が安定し、住居等の受入条件が整えば退院可能な精神障がいのある方に対し、自立支援員が精神科病院と連携を図りながら、退院へ向けた支援計画の作成や買い物などへの同行、関係機関との連絡・調整等を行い、円滑な地域移行の促進を図ります。



元気ショップ等拡充整備

障がいのある方が作った製品を販売する「元気ショップ」(地下鉄大通駅定期券発売所の横)を22年度に拡充するとともに、より効果的に運営し、市民の障がいに対する理解促進を図っていきます。

22年3月末竣工

- ・ 設計期間(予定): 22年6月~22年8月
- ・ 工事期間(予定): 22年11月~23年3月



元気はっけん(派遣)事業

人材派遣会社を通じた企業等への派遣を試行的に実施し、重度の障がいのある方などの民間企業での雇用機会を広げていきます。

本事業により企業などに派遣される障がい者数
21年度実績: 1人/年
22年度: 5人/年



障がい者施設等に対する発注機会の拡大

施設で行っている清掃などの役務サービス等の発注機会の確保と拡大に向け『元気ジョブ アウトソーシングセンター』を核として、民間企業への営業を進めていきます。

市各部局での発注量
21年度実績: -
22年度: 全発注量の1.8%



地域活動支援センター(就労者支援型)運営費補助事業

就労者支援型の地域活動支援センターへの補助を実施し、就労している障がいのある方の日常生活・就労面双方の相談等に応じていきます。

実施事業者数
21年度実績: 1か所(20年度設置)
22年度: 2か所(1か所増)



障がい者協働事業

障がいのある方が他の従業員からサポートを受けながら共に働く、協働事業所を拡充していくとともに、当該事業を広くPRし、障がい者雇用に関する理解を進めていきます。

実施事業者数
21年度実績：8か所
22年度：10か所

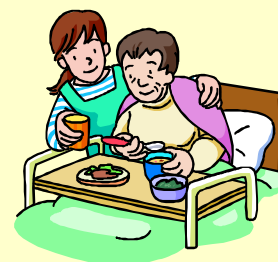


知的障がい者等を対象としたホームヘルパー養成モデル事業

障がいのある方の社会参加を支援するため、NPO法人などの民間団体と連携し、高等養護学校卒業生などを対象に、ホームヘルパー3級養成講座を実施します。

22年度は、資格取得後の社会参加などの効果を検証するとともに、より就職に有利な2級講座も併せて実施していきます。

講座を受講した障がい者数
21年度までの実績：54人（うち障がい者29人）
22年度：延90人（2・3級含めて）



障がい者グループホーム・ケアホームの拡充

障がいのある方が一定の援助を受けながら、安心して地域での自立生活を営むことができるよう、暮らしの場となるグループホームやケアホームを拡充していきます。

グループホーム・ケアホーム設置箇所数
21年度実績（22.1.1現在）：245か所
22年度：271か所

障がい福祉施設耐震化等整備費補助

火災・地震時に自力で避難することが困難な方々が多い社会福祉施設（入所施設）の安全・安心を確保するため、建物の耐震化整備及びスプリンクラー整備を行います。

入所施設の耐震化整備数
22年度：2施設の整備
入所施設のスプリンクラー整備数
22年度：7施設の整備



のぞみ学園改修事業

利用者に適切な療育環境を提供するため、老朽化・狭隘化等が進んでいる昭和56年度に建設された第1種自閉症児施設「札幌市のぞみ学園」の改修工事を行います。

平成22年秋頃の供用開始に向け、21年度に引き続き改修工事の一部を行います。

21年10月～22年秋頃まで
改修工事
22年秋頃
供用開始



「数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく障がいのある方や高齢者の力を借りて、人の目や感覚で確認していくバリアフリー」を制度化し、さらなるバリアフリーの推進を目指します。

障がい者団体や高齢者団体なども委員として参加する「第5期札幌市福祉のまちづくり推進会議」において、2年間にわたり検討してきた具体的な仕組みを制度化し、22年度に運用開始します。

21年度実績
推進会議による報告書の取りまとめ
22年度運用開始へ



地下鉄エレベーター等の整備

札幌市では、高齢者や障がいのある方などの社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して、地下鉄のエレベーターを設置しています。

22年度は南北線中の島駅（真駒内方面）、東西線東札幌駅（新さっぽろ方面）の工事に着手します。

平成 23 年夏頃 共用開始
地下鉄駅全駅全方面にエレベーター整備完了



トピックス!

障がい者交通費助成制度の見直し

障がい種別による助成内容の格差を改善するとともに、利便性の向上を図るという観点から、障がい者交通費助成制度を見直し、22年4月から新たな制度としてスタートします。

また、この制度の見直しに合わせて「身体・知的障がい者通所交通費助成制度」を新設し、通所する方に対して交通費の一部を助成します。

障がい種別・等級		助成内容（以下から1つを選択・金額は年間助成上限）		
重 度	身体1～2級 知的A 精神1～2級	福祉乗車証	タクシー券 39,000円	ガソリン券 30,000円
	中 度	身体3～4級 知的B 精神3級	ウイズユーカード 48,000円	タクシー券 13,000円

身体・知的障がいは福祉割引ウイズユーカード、精神障がいは共通ウイズユーカード